

「連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ」における 社会科学系及び水産工学系の論文の取扱いについて

連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ（平成18年1月20日代議委員会決定）の「2. 社会科学系及び水産工学系の論文の取扱いについて」は次のとおりとする。

平成18年6月16日 代議委員会
平成19年6月15日 一部改正
平成24年5月18日 一部改正

【社会科学系】

1. 個別報告論文及び著書を論文Ⅰにカウントする基準

(1) 個別報告論文の扱いについて

個別報告論文のカウントは、主指導教員では4編、副指導教員では2編までとする。個別報告論文とは、学会の研究報告会等で報告し、本論文とは別枠の査読で雑誌に掲載された論文をいう（ノートを含む）。

例：農業経済論文集，農業経営研究「報告論文」，農林業問題研究「個別報告論文」，日本林学会論文集

ただし、本論文と同一の査読を受けた報告論文、あるいは研究報文は本論文と同一とする。

(※ただし、個別報告論文の取扱いについては日本学術会議農業経済学関連協議会において検討が行われるので、その結論が出た場合には見直す)

(2) 著書の扱いについて

1) 著書を論文Ⅰに換算する総論文数に制限は設けない。ただし、主指導教員にあっては著書以外の論文Ⅰは10編以上とする。副指導教員の場合は6編以上とする。

2) 著書については

- ・ 学術書を対象とし、事典の類は除く。
- ・ 学術書は単著、分担執筆及び共著を対象とする。
- ・ 単著の場合は、内容に応じて学術論文Ⅰ1～5編に評価する。
- ・ 分担執筆（共著を含む）はおおむね15ページ以上とする。
- ・ 論文Ⅰとして評価対象となる学会誌等リストは別紙1の(1)のとおりとする。

【水産工学系】

1. 論文Ⅰにカウントするリストは別紙1の(2)のとおりとする。

(別紙1)

(1) 論文 I にカウントする対象雑誌リスト

適切な編集体制の下で編集され、研究者、行政機関、農業団体、農業関係者等に全国規模で広く読まれ、社会、業界のみならず学界にも定着している以下の雑誌に掲載された論文は論文 I としてカウントする。

『日本の農業』（農政調査委員会、審査制）

『東畑四郎記念研究奨励事業報告』（農政調査委員会、事前審査制）

『農業総合研究』（農業総合研究所、月刊、編集委員会・審査制）

『農林水産政策研究』（農林水産政策研究センター、季刊、編集委員会・審査制）

『アジア経済』（アジア経済研究所、月刊、編集委員会・審査制）

『農耕の技術と文化』（農耕文化研究振興会、年1回、編集委員会・審査制）

『協同組合奨励研究報告』（全国農業協同組合中央会、年1回、事前審査制）

(2) 論文 I にカウントする国際会議の Proceedings

- International Society of Offshore and Polar Engineering (ISOPE)
- Coastal Engineering